

申請時点の設工認申請書の品質マネジメントシステムの状況

当社は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下「品管規則」という。）に基づき、事業変更許可申請書本文第七号の「使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」（以下「本文七号」という。）に、健全な安全文化を育成及び維持するための活動を行う仕組みを含めた、使用済燃料貯蔵施設の設計、工事及び検査段階から操作段階に係る品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを定めている。また、本文七号に従い、リサイクル燃料備蓄センターにおける保安活動に係る品質マネジメントシステムを、使用済燃料貯蔵施設保安規定品質マネジメントシステム計画として定め、組織が品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にすること、そのプロセスを組織に適用することを「原子力品質保証規程」に定めている。

「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」は、本文七号を踏まえ、使用済燃料貯蔵施設保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項を記載したものである。

次頁にこれらの関係を、申請時点の状況と併せて示す。

